

平成24年2月22日

葛飾区理容師法施行条例

保健所生活衛生課

1 趣 旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)が平成23年8月30日に公布され、この法律に基づき理容師法が改正された。

この法改正により、法に基づく条例制定の権限が東京都から特別区に移譲され、従来、東京都条例で定めていた理容所の衛生基準や許可(確認)基準について、新たに葛飾区条例を制定し、定める必要が生じたもの。

2 制定内容

理容所の衛生管理基準や許可(確認)における構造設備基準の内容について制定するものである。現行運用している東京都条例と変更はない。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 周知方法

条例制定後、速やかに各営業者あてに周知するとともに、制定内容については葛飾区ホームページに掲載する。